資料1－1

ナノテクノロジー・材料ワーキンググループ運営規則

平成25年12月4日
ナノテクノロジー・材料ワーキンググループ
一部改正　平成27年1月23日
ナノテクノロジー・材料ワーキンググループ

（ワーキンググループの運営）
第1条　ナノテクノロジー・材料ワーキンググループ（以下、「WG」と言う。）の議事の手続、その他、WG の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

（座長）
第2条　WG には座長を置く。
2　座長は、WG の事務を掌理する。
3　座長が WG に出席できない場合は、あらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

（構成員の欠席）
第3条　WG に属する構成員が WG を欠席する場合は、代理人を WG に出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。
2　WG を欠席する構成員は、座長を通じて、当該 WG に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）
第4条　WG は、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。
2　WG の議事は、構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。
3　WG は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。
4　WG は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

（調査・検討事項）
第5条　WG は、以下に関する調査・検討等を行う。
（1）エネルギー戦略協議会運営規則第5条第3項に規定する事項
（2）前号に掲げる事項に附帯する事項

（公開）
第6条　WG の会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、

この限りではない。
2　前項ただし書きの規定によりWGの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

（議事内容の公表）
第7条　座長は、WGにおける議事内容を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、WG の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

（雑則）
第8条　この規則に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、座長が定める。

（了）